

令和 6 年度保険料率について

1. 令和6年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和6年度は、令和4年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.01%
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

1. 令和6年度都道府県単位保険料率算定のポイント

【これまでの栃木支部評議会における令和6年度保険料率における議論の内容】

(学識経験者)

- 厳しい財政状況が続くことを鑑みて平均保険料率10%維持はやむを得ない。

(事業主代表)

- 平均保険料率10%維持が妥当と考える。

(被保険者代表)

- 中長期的に安定した運営を行うためには、全国平均10%を維持すべきと考える。準備金がかここ数年積みあがっている状況ではあるものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が解消されていないことや、保険料収入の増加が今後は続くとは期待しがたいこと、後期高齢者支援金の増加が見込まれること、高額な医薬品などの関係で医療費の伸びに大きく影響する可能性があることが理由である。
- これまでも平均保険料率10%が負担の限界であるという話が出ていたが、出来る限り長く平均保険料率10%を超えないようにあらゆるケースを想定しながら医療費を増やさない努力が引き続き必要と考える。
- 保険料率の変更時期については、時期の変更は現場の混乱を招く可能性があるため、従来通り4月納付分から変更が望ましい。

2. 政府予算案を踏まえた収支見込（令和6年度）の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R4(2022)年度	R5(2023)年度		R6(2024)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率： 10.00% R6年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲ 1,442	
	その他	217	205	▲ 12	172	▲ 34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲ 1,359	
支出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲ 110	○ R6年度の単年度収支 を均衡させた場合の 保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲ 2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲ 0	0	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲ 516	
単年度収支差		4,319	3,926	▲ 393	3,083	▲ 843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

○ 政府予算案を踏まえた収支見込(令和6年度)の概要

政府予算案を踏まえた令和6年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.4兆円、支出(総額)が11.1兆円と見込まれ、単年度収支差は3,083億円の見込み。

① 収入の状況

収入(総額)は、令和5年度(直近見込)から1,359億円の減少となる見込み。

- 「国庫補助等」について、前期財政調整の1/3総報酬割導入に伴う国庫補助の廃止による影響等で1,442億円減少する。

② 支出の状況

支出(総額)は、令和5年度(直近見込)から516億円の減少となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加するものの、加入者数の減少や診療報酬改定の影響等により110億円減少する。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者に移行している影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期財政調整の1/3総報酬割導入による前期高齢者納付金の減少が影響し、863億円減少する。
- 「その他」について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応や、令和7年12月末のリース期間満了に伴う各種サーバー機器の交換等による協会事務費の増加等により、458億円増加する。

③ 収支差と準備金残高

令和6年度の「収支差」は、令和5年度(直近見込)より、843億円減少して3,083億円になる見込み。(収支均衡料率は、9.70%の見込み。)

令和6年度末時点の準備金残高は5.4兆円の見込み。

3. 令和6年度栃木支部保険料率

	栃木支部	全国	備考
第1号保険料率 (A)	5.27 %	5.40 %	医療給付に係る部分
第2号保険料率 (B)	3.95 %	3.94 %	現金給付費、拠出金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）、インセンティブ制度による加算額等に係る部分
インセンティブ加算分（再掲）	0.01 %	—	
第3号保険料率 (C)	0.68 %	0.68 %	業務経費、一般管理費、準備金積み立て等に係る部分
収入等見込額相当率 (D)	0.11 %	0.02 %	日雇特例被保険者保険料収入、雑収入の他、栃木支部には令和4年度精算分、インセンティブ制度による減算額等に係る部分
共通	0.02 %	0.02 %	
令和4年度精算分	0.03 %	—	
インセンティブ減算分	0.06 %	—	
保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)	9.79 %	10.00 %	※端数整理のため、計数が整合しない場合がある

令和5年度栃木支部保険料率9.96%から0.17%引き下げとなり、
令和6年度栃木支部保険料率は**9.79%**となる。

令和6年度栃木支部保険料率の算定等データ（参考）

4. 令和6年度都道府県単位保険料率の算定方法

令和6年度の都道府県単位保険料率を、第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率を合算し、収入等見込額相当率を控除して、得られた値を0.01%単位で四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{令和6年度の} \\ \text{栃木支部保険料率} &= \text{第1号保険料率} \\ &+ \text{第2号保険料率} \\ &+ \text{第3号保険料率} \\ &- \text{収入等見込額相当率} \end{aligned}$$

5. 令和6年度栃木支部第1号保険料率

第1号保険料率：医療給付費に係る部分

- 第1号都道府県単位保険料率は、令和6年度の医療給付費に①年齢調整額及び②所得調整額を加算して得た額を、当該支部の総報酬額で除して計算する。

$$\text{栃木支部第1号保険料率} = \frac{\text{支部第1号経費} + \text{年齢調整額} + \text{所得調整額}}{\text{支部総報酬額}}$$

①年齢調整額

年齢調整額は、平均給付費から標準給付費を減算して計算する。

平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

平均よりも年齢構成が低い場合は加算する（料率が上がる）

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$140,572\text{円} \times 5,246\text{百人} \\ = 73,748\text{百万円}$$

標準給付費

年齢階級ごとに、当該年齢階級における全国計の加入者1人当たり医療給付費に当該年齢階級における栃木支部の加入者数を乗じて得た額を全ての年齢階級について合計した額。

$$74,637\text{百万円}$$

$$= \blacktriangle 889\text{百万円}$$

5. 令和6年度栃木支部第1号保険料率

②所得調整額

所得調整額は支部総報酬按分給付費に総報酬按分率を乗じた額から平均給付費を減算して計算する。

支部総報酬按分給付費×総報酬按分率

全国計の医療給付費に栃木支部の総報酬額を全国計の総報酬額で除した率を乗じた額。

$$5,534,877\text{百万円} \times \frac{1,349,925\text{百万円}}{102,508,874\text{百万円}} = 72,888\text{百万円}$$

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$140,572\text{円} \times 5,246\text{百人} = 73,748\text{百万円}$$

$$= \blacktriangle 860\text{百万円}$$

第1号保険料率

栃木支部
第1号保険料率

5.2687%

$$= \frac{\text{支部第1号経費 } 72,873\text{百万円} + \text{①年齢調整額 } \blacktriangle 889\text{百万円} + \text{②所得調整額 } \blacktriangle 860\text{百万円}}{\text{支部総報酬額 } 1,349,925\text{百万円}}$$

6. 令和6年度栃木支部第2号保険料率

第2号保険料率：現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、インセンティブ制度による加算額に係る部分

- 第2号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、インセンティブ制度の加算額の算定に令和4年度実績の総報酬額を用いるため、インセンティブ分とそれ以外に区分けして計算する。

① インセンティブ分以外

令和6年度の現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。（全国一律の保険料率となる）

$$\frac{4,037,067 \text{ 百万円} \times 1.3169\%}{1,349,925 \text{ 百万円}} = \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第2号保険料率} \\ 3.9383\% \end{array}$$

② インセンティブ分

インセンティブ制度による栃木支部の加算額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

$$\frac{133 \text{ 百万円}}{1,349,925 \text{ 百万円}} = \begin{array}{l} \text{インセンティブ分} \\ \text{第2号保険料率} \\ 0.0099\% \end{array}$$

第2号保険料率

栃木支部
第2号保険料率
3.9481%

$$= \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第2号保険料率} \\ 3.9383\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{インセンティブ分} \\ \text{第2号保険料率} \\ 0.0099\% \end{array}$$

7. 令和6年度栃木支部第3号保険料率

第3号保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て等、令和4年度精算分に係る部分

- 第3号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、令和4年度精算分の料率が支部ごとに異なるため、令和4年度精算分とそれ以外に区分けして計算する。

① 令和4年度精算分以外

- 令和6年度の第3号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{697,486 \text{ 百万円} \times 1.3169\%}{1,349,925 \text{ 百万円}} = \begin{matrix} \text{全国共通} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.6804\% \end{matrix}$$

② 令和4年度精算分

- 令和4年度の栃木支部の収支差がマイナスの場合、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がプラスの場合はゼロとする)

令和4年度栃木支部収支差	380百万円	=	精算分 第3号保険料率 0%
--------------	--------	---	----------------------

第3号保険料率

栃木支部
第3号保険料率

0.6804%

$$= \begin{matrix} \text{全国共通} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.6804\% \end{matrix} + \begin{matrix} \text{精算分} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0\% \end{matrix}$$

8. 令和6年度栃木支部収入等見込額相当率

収入等見込額相当率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等、令和4年度精算分の他、栃木支部にはインセンティブ制度による減算額に係る部分

- 収入等見込額相当率の計算にあたっては、令和4年度精算分及びインセンティブ制度の減算額に係る料率が支部ごとに異なるため、令和4年度精算分、インセンティブ分とそれ以外とに区分けして計算する。

① 令和4年度精算分及びインセンティブ分以外

- 令和4年度のその他収入に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{18,543 \text{ 百万円} \times 1.3169\%}{1,349,925 \text{ 百万円}} = \frac{\text{全国共通}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0.0181\%$$

② 令和4年度精算分

- 令和4年度の栃木支部の収支差がプラスの場合における当該額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がマイナスの場合はゼロとする)。

令和4年度 栃木支部 収支差	380百万円
-------------------	--------

$$\frac{380 \text{ 百万円}}{1,349,925 \text{ 百万円}} = \frac{\text{精算分}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0.0282\%$$

8. 令和6年度栃木支部収入等見込額相当率

③ インセンティブ分

○ インセンティブ制度による当該支部の減算額を、当該支部の総報酬額で除して計算。

$$\frac{787\text{百万円}}{1,349,925\text{百万円}} = \frac{\text{インセンティブ分}}{\text{収入等見込額相当率}} = 0.0583\%$$

収入等見込額相当率

栃木支部 収入等見込額相当率 0.1045%	=	全国共通 収入等見込額相当率	+	精算分 収入等見込額相当率	+	インセンティブ分 収入等見込額相当率
		0.0181%		0.0282%		0.0583%

令和6年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・都道府県支部別医療給付費
- ・年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和4年度の実績データを集計したものに、全国計における令和4年度実績値に対する令和6年度見込みの比率を乗じて算出。
 - ・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和4年度の実績データを集計したものから、東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和4年度実績値に対する令和6年度見込みの比率を乗じて算出。
 - ・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和4年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 令和6年度保険料率の算定に使用する係数
基礎データ（令和6年度見込み）

項目		栃木	全国	年齢階級別加入者 1人当たり医療給付費
加入者1人当たり医療給付費		138,904 円	140,572 円	
加入者数		5,246 百人	393,740 百人	
年齢階級別 加入者数	0~4	200 百人	16,460 百人	201,043 円
	5~9	262 百人	20,009 百人	96,990 円
	10~14	296 百人	21,857 百人	82,532 円
	15~19	316 百人	22,659 百人	70,441 円
	20~24	328 百人	25,641 百人	64,681 円
	25~29	320 百人	26,088 百人	77,061 円
	30~34	342 百人	26,894 百人	89,403 円
	35~39	412 百人	30,398 百人	96,113 円
	40~44	470 百人	33,924 百人	103,413 円
	45~49	544 百人	39,876 百人	121,209 円
	50~54	493 百人	37,677 百人	149,532 円
	55~59	398 百人	31,183 百人	187,830 円
	60~64	384 百人	28,155 百人	234,953 円
	65~69	281 百人	19,454 百人	293,518 円
70~	200 百人	13,464 百人	411,923 円	
都道府県支部別医療給付費		72,874 百万円	5,534,877 百万円	
都道府県支部別総報酬額		1,349,925 百万円	102,508,874 百万円	

○ 令和6年度保険料率の算定に使用する係数 仕訳表（令和6年度見込み）

【支出】 (百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,534,877
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(出産育児交付金、国庫補助、日雇拋出金を除く)	523,117
・拋出金等(国庫補助を除く)	3,513,950
・前期高齢者納付金	1,161,955
・後期高齢者支援金	2,351,987
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	234,195
・一般管理費(国庫負担を除く)	83,558
・貸付金	78
・雑支出	19,445
・準備金積立て	308,257
*事務経費・雑支出(国)	51,952
合 計	10,269,430

【収入】 (百万円)

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	10,250,887
その他収入	
・貸付金返済収入	78
・雑収入	14,001
*日雇特例被保険者保険料収入	1,431
*雑収入等(国)	3,033
合 計	10,269,430

・ * については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和6年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数 (暫定版)

保険料率10.0%以上の支部 21支部

保険料率 (%)	支部数
10.42	1
10.35	1
10.34	1
10.33	1
10.30	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.20	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.13	2
10.07	1
10.03	1
10.02	3
10.01	1
10.00	1

保険料率10.0%未満の支部 26支部

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.95	1
9.94	3
9.92	1
9.91	1
9.89	2
9.85	3
9.84	1
9.81	1
栃木 9.79	1
9.78	1
9.77	1
9.68	1
9.66	1
9.63	1
9.62	1
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.49	1
9.35	1

○ 令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化 (暫定版)

令和5年度保険料率以上となった支部 25支部

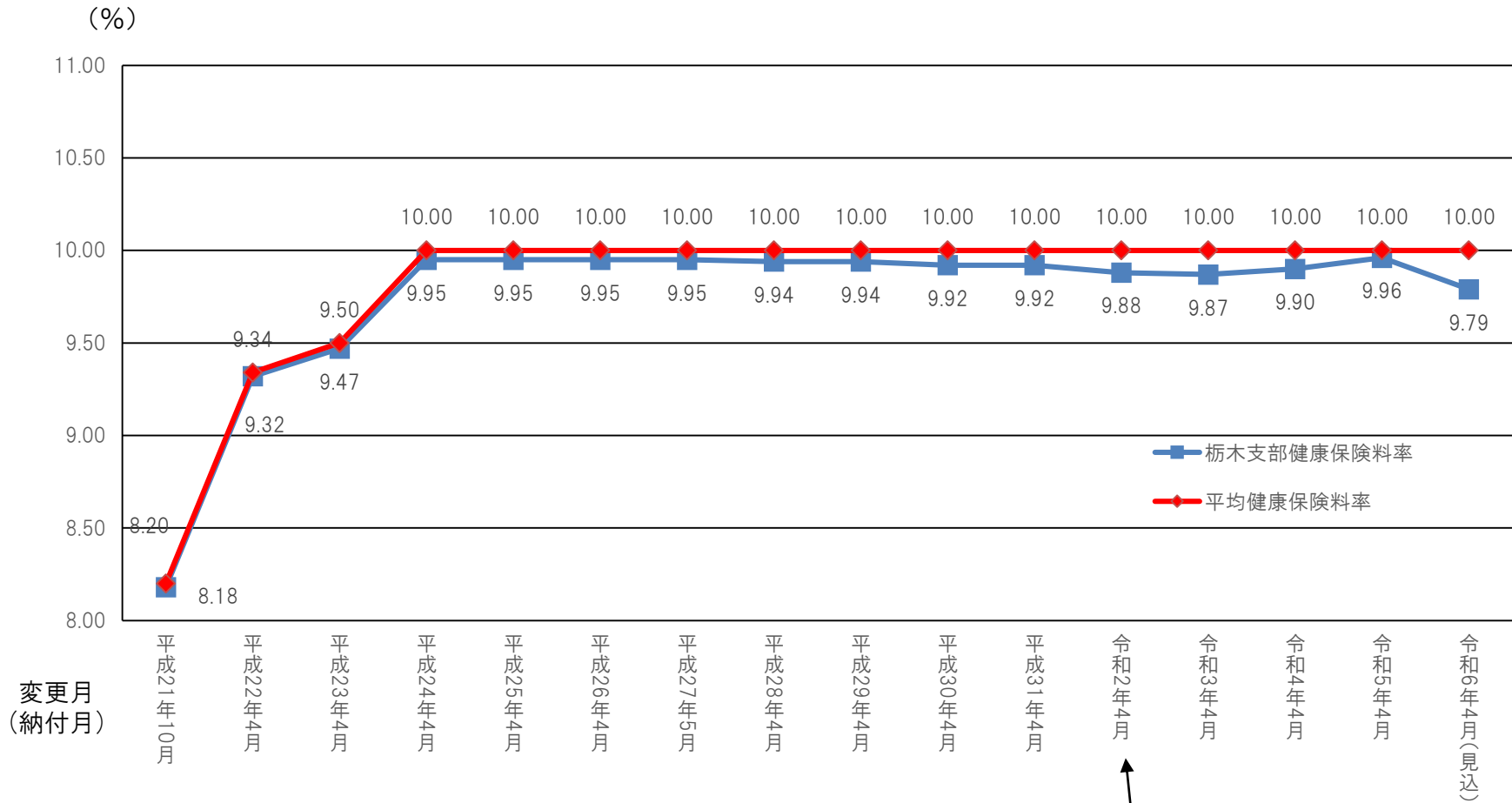
令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.28	+420	1
+0.27	+405	1
+0.24	+360	1
+0.16	+240	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.09	+135	1
+0.08	+120	1
+0.06	+90	3
+0.05	+75	4
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
0.00	0	1

令和5年度保険料率未満となった支部 22支部

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	3
▲0.05	▲75	1
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	3
栃木 ▲0.17	▲255	1
▲0.21	▲315	1
▲0.30	▲450	1
▲0.34	▲510	1
▲0.37	▲555	1

注1. 「+」は令和6年度保険料率が令和5年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

○ 栃木支部健康保険料率の推移

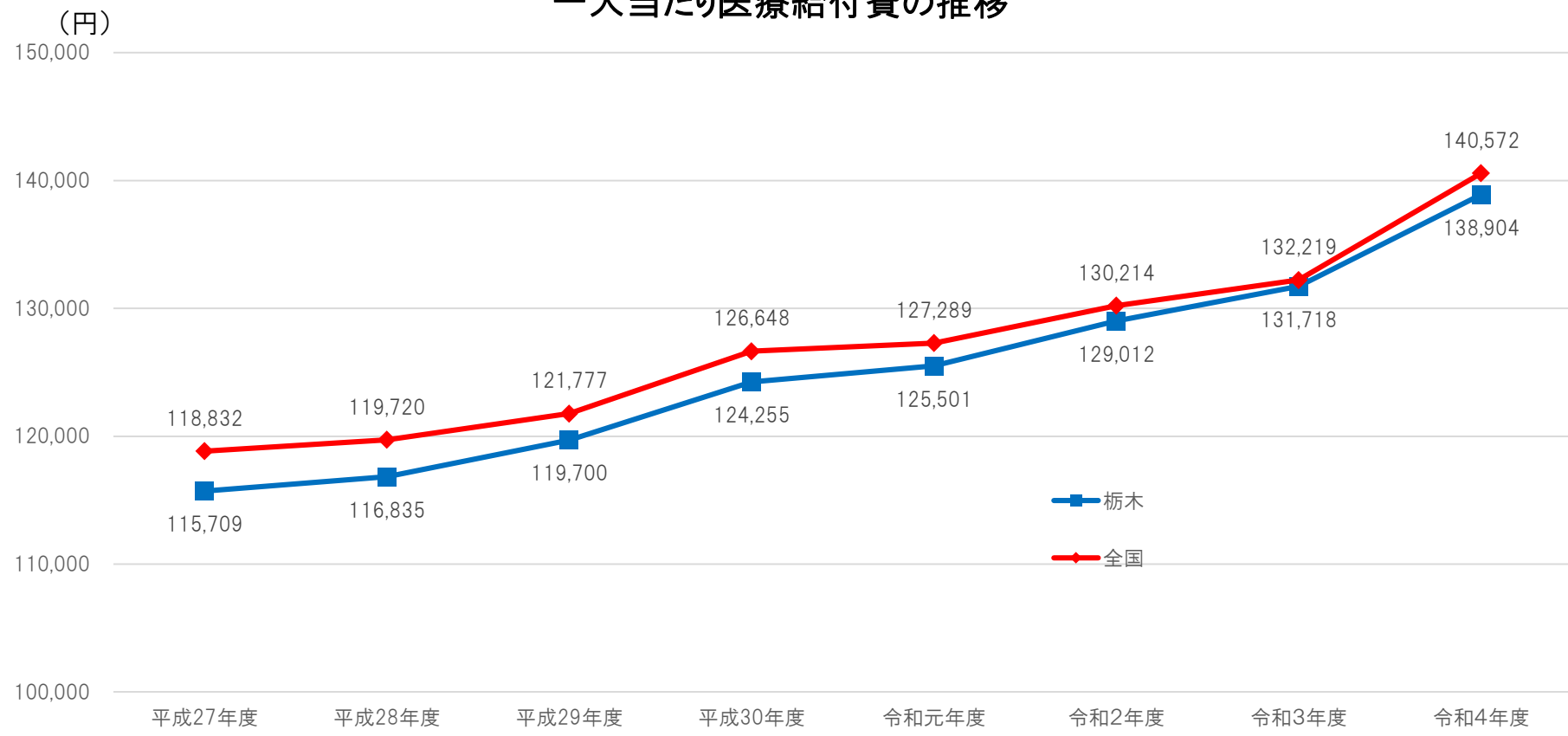


・激変緩和率の終了
 ・インセンティブ制度開始

- ・平成21年10月納付分より全国一律の保険料率から、都道府県単位保険料率へ変更となった。
- ・保険料率変更の開始月は、変更後の保険料率に基づく納付月となっている。

○ 栃木支部医療給付費の動向

一人当たり医療給付費の推移



9. 令和6年度介護保険料率（全支部共通料率）について

令和5年度介護保険料率1.82%から0.22%引き下げとなり、令和6年度介護保険料率は1.60%となる。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和6年度は、令和5年度末に見込まれる剰余分(508億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.60%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.82%から令和6年4月以降に1.60%へ引き下げた場合の令和6年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 10,151 円 (83,975円 → 73,824円) の負担減
 〔月額〕 748 円 (6,188円 → 5,440円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.571月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和6年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

10. 協会けんぽの収支見込み（介護分）

（単位：億円）

		R4（2022）年度	R5（2023）年度	R6（2024）年度	備考
		決算	直近見込 (R5年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R5年12月)	
収入	保険料収入	10,174	11,546	10,242	R4年度保険料率： 1.64%
	国庫補助等	1	0	1	R5年度保険料率： 1.82%
	その他	-	-	-	R6年度保険料率： 1.60%
	計	10,175	11,546	10,243	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,494	10,793	10,695	⇒ ▲98
	その他	43	0	0	
	計	10,537	10,793	10,695	
単年度収支差		▲ 362	753	▲ 452	
準備金残高		▲ 245	508	56	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。